平成２３年（フ）第５２号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅10号棟401号室
債務者　影澤シズ子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０９号
相模原市南区相南１丁目９番４号　大神田ハイツ102
債務者　須藤　知乃（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６号
静岡市葵区瀬名６丁目13番73号
債務者　樋川　忠男
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
静岡市駿河区西脇971番地の１　共栄マンション403号
債務者　星野　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
静岡市駿河区登呂１丁目10番５号
債務者　山岸　明人
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1102―105
債務者　光代　周旦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５号
沖縄県宜野湾市上原２丁目23番20号
債務者　花城　光夫
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８０６号
静岡市葵区美川町３番８―20号、旧住所静岡市葵区美川町３番７―32号
債務者　鈴木　晃二
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２６号
静岡市葵区馬場町81番地　エンブルコート501号室、住民票上の住所静岡市駿河区曲金１丁目５番31号
債務者　山中　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
静岡県藤枝市天王町２丁目10番８号
債務者　笹田　正子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３８４号
大阪府豊中市庄内東町３丁目３番21―202号
債務者　南　　晴久
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目17番２号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０号
静岡県藤枝市鬼島757番地、旧住所静岡県島田市東町1575番地の２
債務者　塩田　法正
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５４号
静岡市葵区寺島512番地の１
債務者　海野　高民
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５５号
静岡市葵区寺島512番地の１
債務者　海野　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部